

契約中の工事における技術者の変更について

(別添1)

指導検査課

令和5年1月1日に改正建設業法施行令が施行され、技術者配置に係る金額要件が変更されます。

その時点で契約中の工事において、政令改正に伴い技術者の配置要件が変更となる場合、受注者が技術者の配置要件の変更等を希望するときは、「建設工事と技術者の配置について」の第4によらず、協議により認められる場合がありますので、以下に留意の上、発注者と協議してください。

1. 改正概要

	監理技術者の配置が必要となる 下請契約の金額		専任の現場配置技術者を必要とする 建設工事の請負代金額	
	現行	改正	現行	改正
建築一式工事以外	4,000万円	4,500万円	3,500万円	4,000万円
建築一式工事	6,000万円	7,000万円	7,000万円	8,000万円

2. 変更が認められる条件

(1) 現在配置している技術者を変更(交代)し、かつ、配置要件を変更(※1)する場合

※1: 以下の変更をいう。

- ・専任の主任技術者又は監理技術者(専任又は非専任)から、非専任の主任技術者への変更
- ・専任の監理技術者から、専任の主任技術者又は非専任の監理技術者への変更

(ア) 技術者の変更(交代)に係る条件

➤ 以下の事項を全て満たすこと。

- ✓ 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。
- ✓ 交代前後における技術者の技術力が同等(入札参加条件等に適合している等)以上に確保されること。
- ✓ 一定期間の重複配置により、工事の継続性、品質等が確保されること。

＜重複配置期間の基準＞

- ・トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上の工事:1ヶ月
- ・上記以外で工事の残工期が6ヶ月以上の工事:1週間
- ・その他の工事:1日

(イ) 配置要件の変更に係る条件

➤ 専任の主任技術者又は監理技術者を、非専任の主任技術者に変更する場合

- ✓ 主任技術者として、当該工事の継続性、品質確保等、技術上の管理を適切に行うこと。

➤ 専任の監理技術者を、専任の主任技術者に変更する場合(他の工事の技術者に配置できない)

- ✓ 主任技術者として、当該工事に専任し、継続性、品質確保等、技術上の管理を適切に行うこと。

➤ 専任の監理技術者を、非専任の監理技術者に変更する場合

- ✓ 監理技術者として、主任技術者の職務に加え、下請負人の指導、監督等を適切に行うこと。

(2) 現在配置している技術者は変更(交代)せず、配置要件のみを変更する場合

➤ 2.(1)(イ)によること。

(3) 監理技術者から主任技術者に変更する場合

➤ 上記に加え、協議の際に下請総額が確認できる資料を添付すること。

3. 変更方法等

(1) 技術者の配置要件の変更等を希望する場合は、発注者と協議し、承諾を得ること。

- 技術者を変更(交代)する場合は、入札参加資格申請時に提出を求めた技術者に関する資料(資格要件、雇用関係、工事経歴を証明するもの、成績評定通知書、学習履歴(CPD)証明書等)の写しを添付し、発注者と協議すること。
- 発注者の承諾を得た場合は、必要に応じ現場代理人等変更通知書(工事打合簿等の写しを添付)を提出すること。
- 「施工計画書」「施工体制台帳」等に変更が生じる場合はそれらを修正し提出すること。また、「工事現場に掲げている標識」等についても速やかに修正すること。
- 下請業者が技術者を変更する場合は、注文者たる建設業者との協議により決定するとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応すること。

契約中の工事における技術者の変更について

(別添1)

◎建築一式工事以外

指導検査課

	請負金額	下請総額	技術者	変更が認められる条件	
				技術者の変更(交代)及び配置要件等の変更を行う場合	配置している技術者は変更(交代)せず、配置要件等のみの変更を行う場合
①	～35未満	—	主任(非専任) →主任(非専任)	協議対象外 (専任配置している場合は、②と同様に扱う)	
②	35以上 40未満	40未満	主任(専任) →主任(非専任)	<ul style="list-style-type: none"> 工程上一定の区切り、同等の技術力、一定期間重複配置(※1) 継続性、品質確保等に支障がないこと(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続性、品質確保等に支障がないこと(※2)
③	40以上	40未満	主任(専任) →主任(専任)	協議対象外	
⑤	"	40以上 45未満	監理(専任) →主任(専任)	<ul style="list-style-type: none"> 工程上一定の区切り、同等の技術力、一定期間重複配置(※3) 継続性、品質確保等に支障がないこと(※4) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続性、品質確保等に支障がないこと(※4)
⑥	45以上	45以上	監理(専任) →監理(専任)	協議対象外	

◎建築一式工事

	請負金額	下請総額	技術者	変更が認められる条件	
				技術者の変更(交代)及び配置要件等の変更を行う場合	配置している技術者は変更(交代)せず、配置要件等のみの変更を行う場合
①	70未満	60未満	主任(非専任) →主任(非専任)	協議対象外 (専任配置している場合は③と同様)	
②	70未満	60以上 70未満	監理(非専任) →主任(非専任)	<ul style="list-style-type: none"> 工程上一定の区切り、同等の技術力、一定期間重複配置(※1) 継続性、品質確保等に支障がないこと(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続性、品質確保等に支障がないこと(※2)
③	70以上 80未満	60未満	主任(専任) →主任(非専任)		
④	70以上 80未満	60以上 70未満	監理(専任) →主任(非専任)		
⑤	70以上 80未満	70以上	監理(専任) →監理(非専任)		
⑥	80以上	60未満	主任(専任) →主任(専任)		
⑦	80以上	60以上 70未満	監理(専任) →主任(専任)	<ul style="list-style-type: none"> 工程上一定の区切り、同等の技術力、一定期間重複配置(※3) 継続性、品質確保等に支障がないこと(※4) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続性、品質確保等に支障がないこと(※4)
⑧	80以上	70以上	監理(専任) →監理(専任)	協議対象外	

表中金額は百万円、アンダーラインは改正前の技術者

※1:「建設工事と技術者の配置について」第4の2(3)を準用。

※2: 主任技術者に変更する場合は、当該工事の継続性、品質確保等、技術上の管理を適切に行うこと。監理技術者の場合は、主任技術者の職務に加え、下請負人の指導、監督等を適切に行うこと。

※3: 専任を要する工事における技術者の変更は、原則、技術者の死亡、病気、工期延期、長期間工事など特別な場合に限ることとしている。

※4: ※2に加え、他の工事の技術者に配置できないことに留意すること。

注1: 上記は、政令改正に伴い、配置要件が変更になる場合に限り適用する。

注2: 総合評価競争入札により契約した工事について、技術者を変更(交代)する場合は、加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じて工事成績表定額の減点を行う場合がある。

注3: 技術者が現場代理人を兼務している場合は、現場代理人の常駐義務に留意する必要がある。